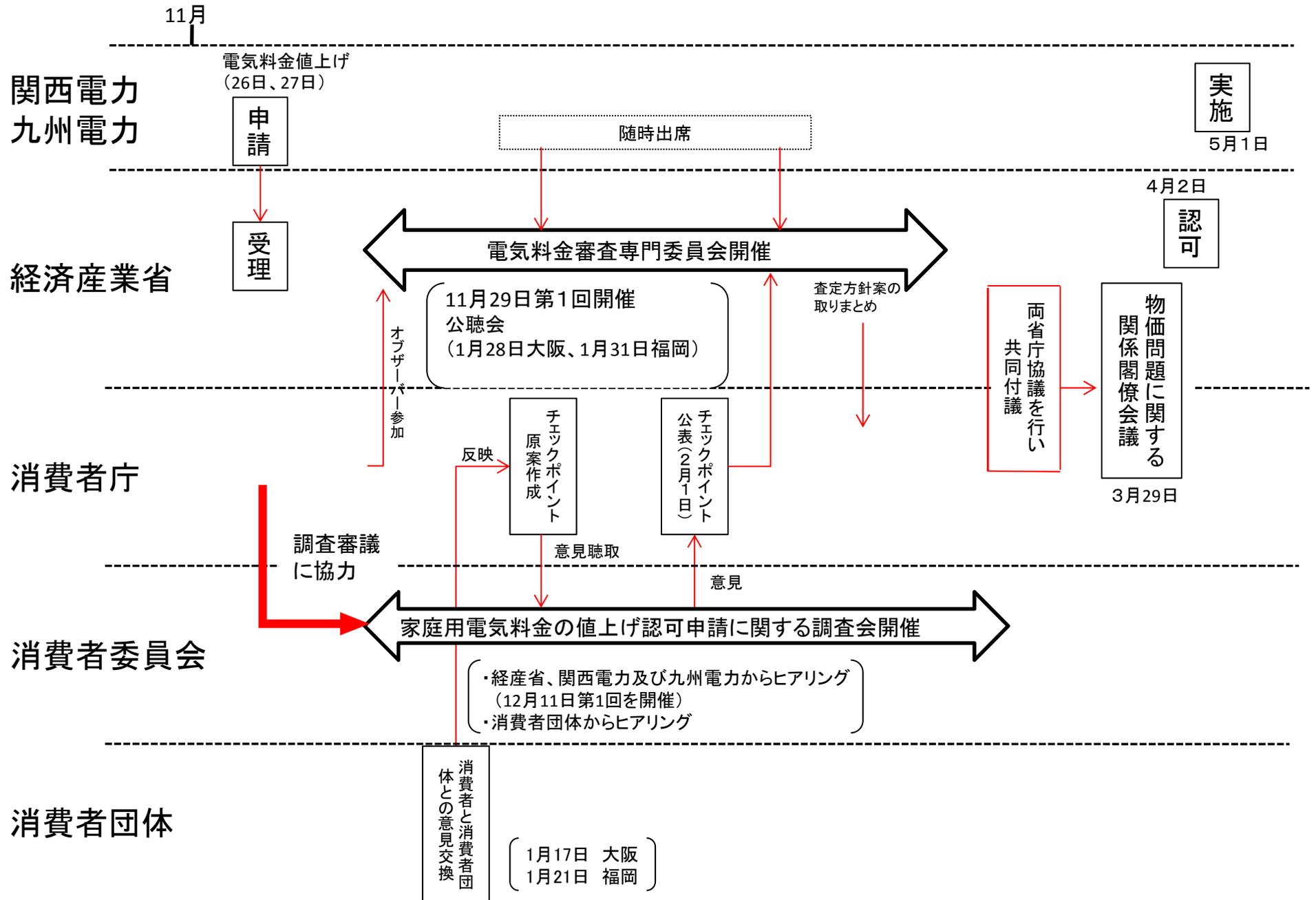


関西電力及び九州電力の料金改定認可申請のフロー



関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント

平成25年2月1日
消費者庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利に即し消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の関西電力及び九州電力の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成した。なお、東京電力の値上げ認可申請時に活用したチェックポイントは、公的資金が投入されている等の事情を反映して作成したものであるが、以下のチェックポイントは、そのような事情を除いた観点から作成した。

※1 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

※2 事業者によっては、申請内容に該当しない項目もあり得る。

【人件費等について】

[給与等]

① 役員給与（一人当たり）、社員の給料手当（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか（最大限の効率化が求められる状況下で、役員数を増やした理由について、分かりや

すく明確に説明しているか。).

特に、役員給与（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与、上場会社の平均役員給与等の水準を参考に減額しているか。

また、一人当たり社員の給料手当水準の算定について、公益企業業種の単なる平均を用いるのではなく、各公益企業業種の人員規模も比較・加重しているか。

② 役員給与及び社員の給料手当の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数）方法の選択は合理的なものとなっているか。さらに、その補正方法に用いる統計調査・計算方法は、両電力会社で同じものか。

[厚生費等]

③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（関西電力：56%、九州電力：58.5%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・抛出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。

【調達等について】

④ 競争入札比率については、申請内容（30%）を超えて、60%を目指した水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合を公表しているか。

- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10%程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。
- ⑦ 広告宣伝費及び交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。また、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。
- ⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)
- ⑩ 子会社・関連会社の役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。
- ⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等)

【事業報酬について】

- ⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

【減価償却費、レートベースについて】

- ⑭ 減価償却については、対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。
- ⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原発設備をレートベースに含める理由は何か。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

【燃料費、購入電力料等】

- ⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成(原油、LNG、石炭等)の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようになっているか。また、LNGの調達に関し、中途解約の違約金について、どのように設定されているか明らかにされているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、予め燃料費を削減できないか。
- ⑲ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。また、広告宣伝費、寄付金、団体費等は削減されているか。契約相手方に対して、電力会社は削減努力を求め、定量的な削減を織り込んでいるか。
- ⑳ 原価算定上、平成25年7月から原子力発電所が再稼働することを織り込んだ理由と再稼働しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。
- ㉑ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

【規制部門と自由化部門の関係について】

- ㉒ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ㉓ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

【需要の推計、見込みと実績の乖離について】

- ㉔ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。
- ㉕ 過去の原価算定期間内における販売電力量(特に、供給約款に係る部分)及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等について】

- ②⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ②⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。
- ②⑧ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。
- ②⑨ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。
- ③⑩ （料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ③① 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ③② 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測について】

- ③③ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。
 - （1）需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。
 - （2）節電予測について、両電力会社が行ったアンケート結果の評価。
 - （3）定着する節電量の想定。（一定量とするか、一定率とするか。）
- ③④ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならない場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

【適切な審査等】

- ③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⑦ （料金改定が認可される場合）改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方についての理解も必要であるが、十分な説明と情報提供をすることになっているか。

以上

関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する
調査会意見について

平成25年3月18日

消費者委員会公共料金等専門調査会
家庭用電力料金値上げ認可申請に関する調査会

3月6日付けで消費者庁より「関西電力株式会社及び九州電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について」の付議を受け、本調査会として、3月7日に福岡市で、11日には大阪市で地元消費者団体との意見交換会を実施し、また13日には調査会を開催し、経済産業省資源エネルギー庁へのヒアリング等を行った。これらの結果を踏まえ、上記付議に対しての調査会の意見は以下のとおりである。

I. 全体的な評価

○人件費、調達等に関しては、「関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」¹により、先取的に査定方針案への意見が的確に反映されたものであり、両電力会社からの聴取や検証にも資する役割を果たしたものと評価できる²。チェックポイントで示した内容を取り入れて策定されたことは、今後の公平かつ効率的な料金査定方針案策定のための新たな指針となると考えられる。

また、今回の公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。

○他方、II. で掲げる個別の項目については、更なる改善を求めたい。

○新料金体系への移行に向けた情報提供等について、電力会社による消費者団体等への説明の機会を設定する等、単に情報を公開するだけでなく、個々の消費者に届くよう、分かりやすい説明によって積極的に周知することが必要であり、このために十分な周知期間をとるとともに、各電力会社にそのための工夫・努力を促すべきである。

¹ 両電力会社からの値上げ認可申請に関する検証にあたり、消費者の観点を踏まえたものとなるよう、1月24日の調査会での議論を経て、消費者庁において2月1日に取りまとめたものである。

² 経済産業省資源エネルギー庁電気料金審査専門委員会において個別具体のデータの検証が適切に行われているとの認識である。

II. 個別項目

①人件費

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、査定方針案では55%を上限としているが、法定負担割合の50%を目指した削減とすべき。
- ・自社持株奨励金として従業員拠出金に対して5%の奨励金を支出している点については、原価算入には適さない。
- ・カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化すべき。

これらの項目については、引き続き効率化を図る観点からの検討を行うべきであり、東京電力に対する昨年7月の値上げ認可申請の査定結果との比較等を考慮して、必要最低限の額を計上すべきである。

○給与水準の低下に伴い、退職給付費用についても合理化されているか、確認すべきである。

②調達、燃料費、購入電力料

○競争入札の比率について、両電力会社の申請では平成25年度から27年度までの3年間で30%を目標としているが、昨年7月の東京電力値上げに際して同社が5年間で60%の水準を達成するとの目標を表明したことを踏まえ、60%に近づけた目標を設定するよう促すべきではないか。

○子会社等からの調達についても、人件費については両電力会社のコスト削減努力並みに、その他コスト削減可能な経費についても両電力会社のコスト削減努力に照らした削減を可能な限り行うべきである。

○電力中央研究所の研究内容を精査し、真に必要なもの以外は原価から除くべきである。

○日本原電については、査定方針案では関西電力と同等の合理化を図ることとされているが、役員報酬及び人件費の削減幅等、どのような合理化が行われるのかについて、具体的削減金額等により明確に説明すべきである。

③減価償却・レートベース、事業報酬

○事業報酬について、別掲の例を含め、なぜ査定方針案で盛り込まれた事業報酬が適正であるのかを消費者に対して、丁寧で分かりやすく説明を行うべきである。

事業報酬について、消費者の持つ疑問の例

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・事業報酬の算定に利用されている自己資本比率が実際よりも高い 30%をベースに算定が行われ、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼動を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

④電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、見込みと実績の乖離

○ピーク対応料金メニュー等の設定による節電や省エネ行動について、査定方針案では、一定の仮定をおいて試算した結果、むしろ値上げとなることが確認されたとしているが、消費者に対して、具体的に分かりやすく説明すべきである。

(上記は単価に関する試算であって、個々の家庭で節電を行えば、支払いの抑制につながるものであること、また、節電が定着すれば、長期的には設備投資の抑制等による費用の逓減につながるものであることの説明を行うことで、消費者の間で節電しても値上げになるので意味がないといった誤解が生まれないようにすべきである。)

⑤新料金体系への移行に向けた情報提供等

○新料金体系への移行に向けた情報提供等について、電力会社により消費者団体等への説明の機会を設定する等、単に情報を公開するだけではなく、個々の消費者に届くよう、積極的に周知・説明することが必要であり、このために十分な周知期間を取るとともに、各電力会社にも周知・説明の対応を促すべきである(再掲)。

○消費者に毎月届けられる「電気ご使用量のお知らせ」を、料金を含めた重要な情報の広報ツールとして、各電力会社においてはこれを活用した情報提供に努めるべきである。

○さらに、各電力会社においては、料金改定前には消費者団体等との意見交換会を開催することを含め、個々の消費者に届くよう、分かりやすい情報提供を工夫するとともに、料金改定後は、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適当な場合には業務への反映)を行うとともに

に、定期的に消費者団体等との意見交換を行い、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

⑥その他

○資産売却について、更なる上乘せを行う余地はないか。売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにし、検証するよう促すべきである。

○各利害関係者(ステークホルダー)の負担について、既に利用者、取引先、役員・従業員、株主等は示されているが、金融機関の負担も可能な限り定量的に説明すべきである。

Ⅲ. 今後の課題

○人件費の査定における給与の比較について、比較対象とした公益事業のセクター選択の理由について、明確な説明をすべきである。今回、水道事業、鉄道事業、ガス事業を選択し、通信事業や航空事業を対象としなかった合理的理由を明示すべきである。

○事後検証については、以下のような課題があると考えており、今後、検討を行うべきである。

・燃料調達の在り方について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させ、継続的なインセンティブを与える観点からの事後的な検証の在り方(トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む。)

・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売電力量について、実績値や見込み額の原価算定期間内の進捗状況について定期的に一覧性のあるわかりやすい形で消費者に公表すべきである。消費者庁においてはその点検を行い情報提供に努めるべきである。

○これまでの東京電力及び関西電力・九州電力の値上げ認可申請の査定のプロセスで明らかになった諸課題(例:情報公開・開示の在り方、購入電力料の負担の在り方、事業報酬算定の在り方等)について整理し、電気料金値上げ認可申請に関する審査のあり方に適切に反映すべきである。

○電力システム改革について、消費者にとってどのようなメリットがあるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の発送電分離などの電力の自由化、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。また、今後具体的な制度設計を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないよう、消費者の意見を積極的に聴くべきである。

以上

関西電力株式会社及び九州電力株式会社の家庭用電気料金 値上げ認可申請に関する意見

平成 25 年 3 月 22 日
消 費 者 庁

消費者庁は、経済産業省電気料金審査専門委員会の査定方針案が、消費者の観点から妥当なものとなっているか等について、2月1日に公表した「関西電力及び九州電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント」（以下「チェックポイント」という。）を活用し、検討を行った。

電気料金の値上げは国民生活に大きな影響を与えるものであることから、チェックポイントの作成及び今回の検討に当たって、電力会社の供給区域内に住む消費者の意見を聴く機会を持ち、その反映に努めた。

検討に当たっては、査定方針案に係る消費者委員会の意見を十分踏まえつつ、東京電力株式会社の料金認可申請時の経験と比較し、考慮に入れた。この作業は、消費者に対し必要な情報が提供されること、消費者の意見が政策に反映されることといった、消費者基本法に理念として位置付けられた「消費者の権利」に即したものと考えている。

経済産業省においては、消費者の観点からの意見に最大限対応することを要請する。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社は、地域独占的に電気を供給している事業者としての責務を再認識し、消費者に対し説明責任をしっかりと果たすべきである。

I. 全体的な評価

○人件費、調達等に関して、基本的には「チェックポイント」が、査定方針案に的確に反映されたものと評価できる。このため、一般の査定方針案に適用された考え方や基準は、今後の料金査定を公平かつ効率的なものとする新たな指針になると考えられる。

また、今回の公聴会の運営、審査プロセスの透明性等についても評価できる。

○他方、II. に掲げる個別の項目については、更なる改善を求めたい。

○新料金体系への移行に向けた情報提供については、電力会社が消費者及び消費者団体（行政・事業者と消費者をつなぐ役割が期待される。（以下「消費者団体等」という。）に直接説明する等、単なる情報公開ではなく、個々の消費者に届くような積極的かつ丁寧な周知が必要であり、このために十

分な周知期間をとるべきである。

○また、電力会社は、ホームページにFAQを掲載すること等を通じ、公聴会等で示された消費者の主な疑問に対して、明解かつ丁寧に答えていくべきである。

II. 一般の値上げの認可申請に際し検証した事項

1. 人件費等について

○厚生費については、

- ・健康保険料の事業主負担について、査定方針案では55%を上限としているが、法定負担割合の50%を目指した削減とすべきである。
- ・自社持株奨励金として従業員拠出金に対して5%の奨励金を支出している点については、原価算定算入には適さない。
- ・カフェテリアプラン等に加え、その他各種奨励金等一般厚生費における各項目の削減状況も明確化すべきである。

これらの項目については、消費者の納得性に鑑みて、必要最低限の額を計上すべきである。

○退職給付費用については、給与水準の削減と整合的になっているか確認すべきである。

2. 調達等について

○競争入札の比率の目標を、昨年7月の東京電力株式会社値上げの対応を踏まえ、60%に近づけるべきである。

○子会社等からの調達について、人件費を含め、電力会社のコスト削減に照らした削減を可能な限り行うべきである。

○一般財団法人電力中央研究所の分担金については、真に必要な内容の研究に係る費用に限定して原価算入すべきである。

3. 事業報酬について

○事業報酬について、適正であるかを明解かつ丁寧に説明すべきである。その際には、次に掲げる消費者の持つ疑問の例を参考にされたい。

（事業報酬について、消費者の持つ疑問の例）

- ・事業報酬は、電力会社の利益に相当するのではないか。消費者が電力を消費する対価（受益者負担）として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

- ・事業報酬の算定に利用されている自己資本比率が実際よりも高い30%をベースに算定が行われ、その実際との差額相当分を、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。
- ・原価算定期間内に稼働を見込まず、電力需要者である消費者への電力供給に直接的に寄与しない原子力発電所をレートベースに算入し、消費者が電力を消費する対価(受益者負担)として、なぜ料金で負担しなければならないのか。

4. 購入電力料について

○査定方針案では、日本原子力発電株式会社に支払う、購入電力料に含まれる人件費を関西電力株式会社と同等に合理化しているが、日本原子力発電株式会社自体が行う役員報酬及び人件費の削減幅等の合理化の内容を、より明確に定量的に説明すべきである。

5. 電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、見込みと実績の乖離

○節電や省エネ行動による需要削減効果が料金に与える影響について、査定方針案は、一定の仮定をおいて試算し、料金が上がることを確認しているが、この試算の内容を具体的に分かりやすく説明すべきである。

同時に、この試算を誤解して節電が料金の支払い額までも増加させるといった認識が広まらないよう、節電により使用電力量を減少させれば、電気料金の支払い額を減少し得ることも説明すべきである。

なお、節電が広範囲に定着するのであれば、長期的には、設備投資の抑制等により原価が低減し、料金を下げる可能性があることも説明すべきである。

6. 新料金体系への移行に向けた情報提供について

○新料金体系への移行に向けた情報提供等について、電力会社が消費者団体等への説明の機会を設定する等、単に情報を公開するだけでなく、個々の消費者に届くよう、積極的に周知・説明することが必要であり、このために十分な周知期間を取るべきである。(再掲)

また、電力会社にも周知・説明の対応を促すべきである。

○さらに、料金改定前に消費者団体等との意見交換会を開催する等、分かりやすい情報提供を行うべきである。また、料金改定の前後を問わず、消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明を行うとともに、事業運営に消費者の意見を反映させるといった対応も行うべきである。

7. その他

- 資産売却について、売却可能資産の現状、処分計画等を明らかにし、更なる上乗せを行う余地はないか検証すべきである。
- 各利害関係者(ステークホルダー)の負担について、利用者、取引先、役員・従業員、株主等に加え、金融機関の負担も可能な限り定量的に説明すべきである。

Ⅲ. 今後の課題

- 人件費の査定における給与の比較について、比較対象とする企業や公益事業のセクターの範囲をより合理的なものにできないか検討すべきである。
- 事後検証については、以下の点を検討すべきである。
 - ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに、継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証(トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む)。
 - ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といった分かりやすい形での消費者への定期的公表(実績値や見込額)。
- これまでの東京電力株式会社及び関西電力株式会社・九州電力株式会社の値上げ認可申請の査定のプロセスで明らかになった諸課題(例:情報公開・開示の在り方、事業報酬算定の在り方、購入電力料の負担の在り方等)について整理し、電気料金値上げ認可申請に関する審査の在り方に適切に反映すべきである。
- 電力システム改革について、消費者にとってどのような影響があるのかについて分かりやすい情報提供を行うべきである。今後の発送電分離などの電力の自由化、再生可能エネルギーの利用拡大及びスマートメーターの普及等が消費者に与える影響について明確に説明すべきである。また、今後具体的な制度設計を行う際には、規制なき独占に陥り、消費者の利益が損なわれるといったことがないように、消費者の意見を積極的に聴くべきである。

以上